

みなさまのご協力により、 薬剤費の大幅削減を 実現しました！



共済組合では年2回(8月と2月)、「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお届けしています。

これは、先発医薬品(新薬)を利用されている方が後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えた場合に、その差額が300円以上(令和2年実施)ある方を対象にお知らせをするものです。

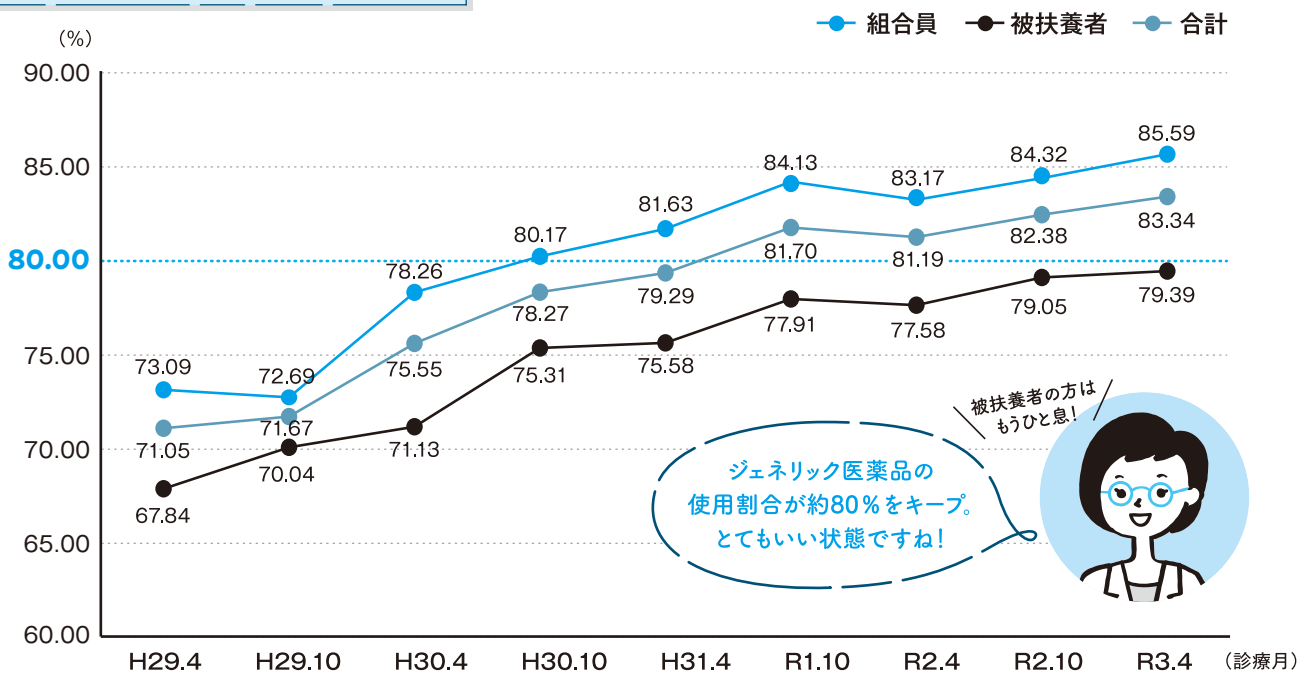
今後も医療費の増加を抑制する対策のひとつとしてお知らせしますので、このお知らせが届いた方は、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討*していただきますよう、みなさまのご協力をお願いいたします。

*P6ジェネリック医薬品に変更したいときは?参照

ジェネリック医薬品の使用割合…約80%!

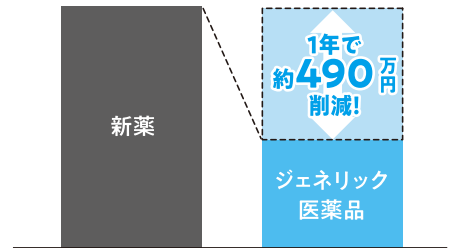
当組合のジェネリック医薬品の使用割合は、みなさまのご協力により令和元年10月には当組合の第2期データヘルス計画および国の**目標の80%を達成**し、安定した数値を保っています。しかしながら、被扶養者の使用割合は組合員の使用割合に比べると低い状況となっています。

ジェネリック医薬品の使用割合

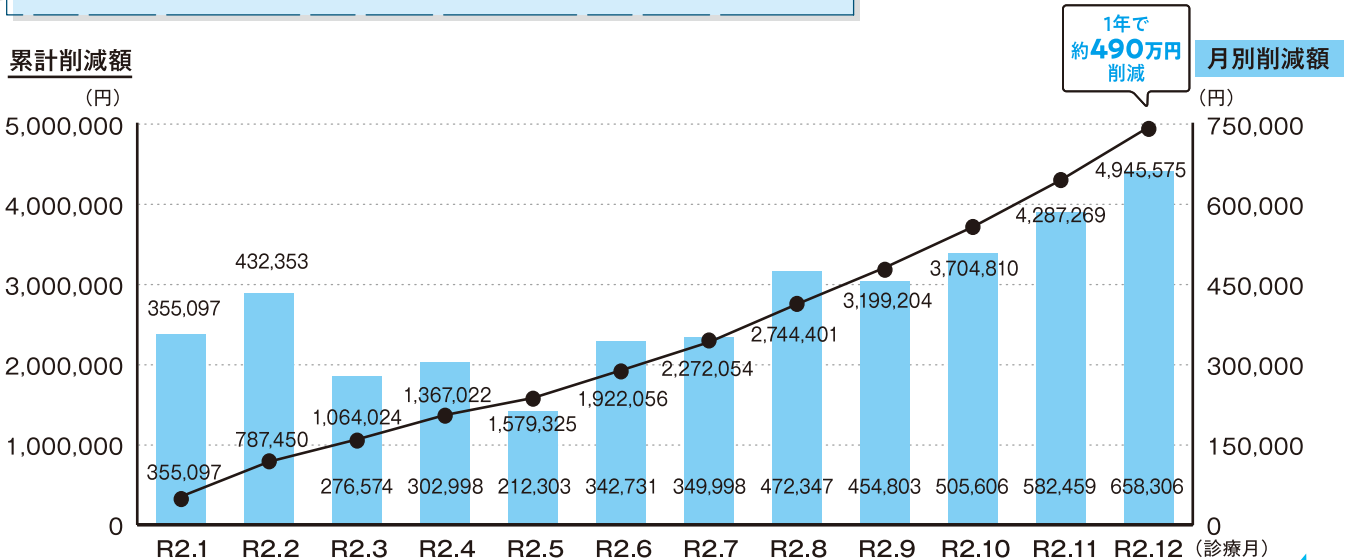


ジェネリック医薬品に切り替えたことによる 薬剤費の削減額…約490万円!

令和2年診療分について、「ジェネリック医薬品のお知らせ」を配付された方が先発医薬品(新薬)からジェネリック医薬品に切り替えたことにより、どれだけ薬剤費の削減効果があったかを示したものです。お知らせの配付対象者は延べ1,422名で、**削減効果は4,945,575円**でした。



ジェネリック医薬品に切り替えたことによる薬剤費の削減額



ジェネリック医薬品に変更したいときは?

ジェネリック医薬品は飲み薬だけでなく、点眼薬や軟膏などの外用薬もあります。まず、医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望していることを伝えましょう。「ジェネリック医薬品希望シール」を貼った「組合員証」や「お薬手帳」、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示することで、切り替え希望の意思を伝えることができます。

ただし、特許期限が切れていない新薬には、ジェネリック医薬品はありません。また、症状や治療方針などにより、新薬が適切と医師が判断した場合はジェネリック医薬品への変更はできません。医師や薬剤師によく相談してから変更しましょう。

Well4月号にて「ジェネリック医薬品希望シール」をご案内しています。
追加でシールを希望される際は、**共済組合保健課**までご連絡ください。

石川県市町村職員共済組合保健課 TEL 076-263-3367



8月1日
から

育児休業・ 介護休業手当金の 給付上限額が 変更となりました

育児休業手当金や介護休業手当金の給付額は、標準報酬月額を元に計算されます。この給付日額につきまして、**令和3年8月1日より下表の給付上限額に変更**となりましたのでお知らせします。

給付の種類	給付上限額	
	令和3年7月31日まで	令和3年8月1日から
介護休業手当金	15,294円	15,102円
育児休業手当金(180日に達するまでの期間)	13,896円	13,722円
育児休業手当金(181日以降の期間)	10,370円	10,240円